

厚木市地域包括ケア推進会議委員公募要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市地域包括ケア推進会議委員（以下「委員」という。）の公募に関し、必要な事項を定める。

(応募の資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 市内に在住する18歳以上の者
- (2) 本市の他の審議会等の委員でない者
- (3) 本市の議員及び職員でない者

(募集人員)

第3条 公募による委員数は、原則として、委員総数の20パーセント以上とし、男女の比率は同じとすることに努めるものとする。

(委員の公募方法)

第4条 委員の公募にあたっては、厚木市地域包括ケア推進会議委員応募申込書（別紙様式）の提出を求めるものとする。

(選考委員会の設置)

第5条 委員の選任に当たり、公平かつ公正な選任を確保するため、合議制による選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、市民福祉部長、市民福祉部次長、地域包括ケア推進課長をもって構成する。
- 3 選考委員会には、選考委員長を置く。
- 4 選考委員長は、市民福祉部長の職にある者をもって充てるものとする。
- 5 選考委員会は、選考委員長が招集する。
- 6 選考委員会の庶務は、地域包括ケア推進主管課において処理する。

(委員の選任)

第6条 委員の選考は選考委員会において行う。

- 2 委員の選考にあたっては、年齢、性別、社会的活動の経験、提出された意見等を総合的に考慮するものとする。

(選考の結果)

第7条 選考結果については、応募者本人に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、選考委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月5日から施行する。
- 2 (仮称)厚木市医療福祉検討会議委員公募要領（平成27年2月19日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。